

第7章 実現化のための方策

1. 計画の実現に向けて

(1) 土地利用方針の実現に向けた取組

- ・ 本計画では、将来都市構造を踏まえた土地利用方針を示しています。目指すべき将来像を実現するため、特に土地利用規制に関する都市計画制度の一つである用途地域・特定用途制限地域の指定については、実態を踏まえた上で、適宜見直すことが必要となります。
- ・ 土地利用方針や誘導区域を踏まえ、居住や生活利便施設等の都市機能を適切に誘導するとともに、市内適地への産業立地を支援することで、無秩序な土地利用の拡大を防ぎつつ、地域の特性を活かした計画的で持続可能な土地利用の実現を目指します。

(2) 公共交通政策との連携

- ・ 本市では、市が目指す地域公共交通サービスの在り方を踏まえ、将来にわたり市民・来訪者の移動や生活を支える「持続可能な公共交通ネットワークの構築」に向けた「西条市地域公共交通計画」を策定しています。
- ・ 今後は、居住誘導区域や都市機能誘導区域の移動利便性の向上を図るとともに、交通ネットワークの形成を図るなど、まちづくりと連携した公共交通体系の構築を目指します。

(3) 「小さな拠点」づくりの促進

- ・ 本市では、都市計画区域外も多くの集落が存在しており、そのような地域では人口減少等の進行が特に顕著であり、生活利便施設の維持が困難となり、生活サービスの質が低下することが懸念されています。
- ・ このような地域においては、今後も安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、集落生活圏を対象に各種生活支援機能の集約・確保や地域資源を活用した仕事・収入を確保する取り組みである「小さな拠点」づくりの活用を検討します。

■ 「小さな拠点」づくりの取組イメージ



(4) デジタル技術の活用

- ・ 近年、デジタル技術は急激な進展を見せており、本市においても「西条市DX推進戦略」を策定し、急速な社会の変化に適応するために、デジタル技術等を活用し課題解決・価値創造を目指しています。特に都市づくりの観点からは、人口動態や交通、災害等の各種データを活用したDXを積極的に取り入れることにより、さらに効果的・効率的に都市計画の検討・実践・検証を行うことが可能となります。加えて、関係部局や関係団体等とのデータ連携やオープン化の取り組み等を進める事で、分野横断的で機動的なまちづくりを推進することも可能となります。
- ・ 今後も、このようなデジタル技術を活用することで、社会変化に柔軟に対応しながら、本計画を実効性の高い計画としての継続的な運用を図ります。

(5) 環境にやさしいまちづくりの更なる推進

- ・ 本市は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を表明し、本市の豊かな自然環境を次の世代へと引き継ぐため、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入、適切な森林整備を通じた二酸化炭素吸収源の確保などに取り組んでいます。
- ・ 都市づくりにおいては、コンパクト・プラス・ネットワークやウォークアブルな空間づくりの推進や、緑化・緑地の保全・創出、グリーンインフラの導入等により二酸化炭素対策や暑熱緩和を効果的に進めるなど、環境にやさしいまちづくりを更に推進していきます。

(6) SDGsを踏まえた都市づくりの推進

- ・ SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」のことで、2015年に国連サミットですべての加盟国が採択した、2030年までに達成すべき世界共通の目標です。本市では、2021年に「SDGs未来都市」に選定されるとともに、先導的な事業に取り組む「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。
- ・ 今後も関係団体等と連携し、西条市SDGs未来都市の実現を目指すとともに、新たに本市が構想を掲げる「持続可能都市西条2050」の実現に向けた都市づくりの取り組みを推進します。



(7) 多様な主体との協働によるまちづくりの推進

- ・ 目指すべき都市像の実現に向けては、市民や事業者、行政等がそれぞれの役割に応じて協働しながらまちづくりを進める必要があります。
- ・ そのため、市民等へのまちづくりに対する理解と関心を高めるために、都市計画に関する情報の公開や提供を進めるほか、エリアマネジメント活動に対する支援を行うなど、官民連携によるまちづくりを推進します。

2. 計画の見直し

(1) 進行管理の考え方

- ・ 都市づくりに関する施策や事業は、短期的に事業等を実施し、その効果発現を図るものや、長期的に着実な進捗を期待すべきものなどがあります。
このような施策・事業の目的や性格を踏まえつつ、限られた財源の中で、効率的・効果的に都市づくりを進めていくためには、その内容や進捗状況を確認し必要に応じて見直しを図っていく必要があります。このため、概ね5年後を目途に、本計画で設定した指標の達成状況等を確認し、本計画に基づく事業の進行状況について把握・評価を行います。

(2) 社会情勢等に応じた柔軟な計画の見直し

- ・ 本計画は長期にわたる方針であり、その成果を得るまでに一定の期間を要します。本市を取り巻く社会経済情勢や人口・産業の動向の変化、市民意向の変化、法制度の改正、上位・関連計画の見直し等を踏まえ、目標年次に満たない場合においても必要に応じて適宜、見直しを図ります。